

論文式試験問題集 [倒産法]

【倒産法】

次の【事例】について、以下の設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、令和8年1月1日現在において施行されている法令に基づいて答えなさい。

【事例】

外壁塗装業を営むA株式会社（以下「A社」という。）は、令和7年10月1日、B株式会社（以下「B社」という。）との間で、B社が所有する商業ビルの外壁塗装工事を請負代金3000万円で施工する旨の請負契約（以下「契約①」という。）を締結した。この契約には、「A社の責めに帰すべき事由により工期内に工事が完成しないために契約が解除された場合、A社はB社に対し、請負代金の10%に相当する300万円を違約金として支払う。」という特約（以下「本件違約金条項」という。）があらかじめ定められていた。その後、A社は現場にて順次外壁塗装工事を進めていた。

他方、A社は、令和8年1月15日、内装業を営むC株式会社（以下「C社」という。）との間で、A社が所有する事務所ビルの内装工事を請負代金1000万円でC社が施工する旨の請負契約（以下「契約②」という。）を締結し、C社は直ちに内装工事を開始した。

同年3月下旬になると、A社は主要な取引先の倒産により資金繰りがひっ迫した。そこで、A社の代表取締役Dからの懇請を受けたE銀行は、同月31日、A社に対し、救済融資として1500万円を貸し付け（以下、E銀行のA社に対する貸金債権を「本件貸金債権」という。）、同日、Dの伯父Fが、本件貸金債権を被担保債権として、Fの所有する甲土地に抵当権を設定した。しかしながら、A社は、その後も経営状況が急速に悪化し、資金繰りに目途が立たなくなったため、顧問である弁護士Gに相談し、破産手続開始の申立てを依頼した。同年4月15日、弁護士Gは、A社の代理人として、全ての取引先・債権者に対して、A社は事業を停止し、破産手続開始の申立てをする予定である旨の通知を送付した。

これを受けてC社は、全体の約半分（出来高は500万円相当とする。）まで内装工事を進めた状況で工事を一旦中断した。

一方、B社所有の商業ビルの外壁塗装工事の現場では、A社の資金不足により、必要な資材の調達ができなくなったため、全体の1割（出来高は300万円相当とする。）の施工を終えた時点で工事が中止されていた。

同月20日、A社は、破産手続開始の申立てをし、同年5月1日、A社について、裁判所により破産手続開始の決定がなされ、破産管財人として弁護士Hが選任された。

【設問】以下の1から3については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

- 1 B社は、施工期限までにA社による外壁塗装工事が完成する見込みがなくなったため、令和8年4月16日、契約①を解除し、本件違約金条項に基づき、A社に対し、300万円の違約金債権を取得した。

同年5月25日、破産管財人Hは、B社に対し、契約①が解除されるまでにA社が既に施

工を終えていた出来高部分の未払報酬 300 万円の支払を請求した。これに対し B 社は、上記違約金債権 300 万円を自働債権として相殺する旨を主張し、支払を拒絶した。

B 社による相殺の可否について、破産管財人 H による反論を踏まえつつ論じなさい。

- 2 A 社所有の事務所ビルの内装工事の現場を調査した破産管財人 H は、ビルの内装工事を更に進める必要があるか検討している。C 社もまた、内装工事を中止した場合に、既に発注して納品されている資材のキャンセル料など合計 400 万円の損害が見込まれるため、対応を検討している。

(1) 破産管財人 H は、契約②を解除することができるか。その理由とともに、説明しなさい。

また、契約②を解除することができる場合には、施工済みの出来高に係る工事代金 500 万円と C 社の損害金 400 万円は、A 社の破産手続においてどのように扱われるかについても説明しなさい。

(2) C 社は、契約②を解除することができるか。その理由とともに、説明しなさい。また、契約②を解除することができる場合には、施工済みの出来高に係る工事代金 500 万円と C 社の損害金 400 万円は、A 社の破産手続においてどのように扱われるかについても説明しなさい。

- 3 E 銀行は、A 社の破産手続において、本件貸金債権 1500 万円につき、破産法の規定に従い、破産債権の届出をした。なお、中間配当の手続は行われなかったものとする。A 社の破産手続の最後配当の手続に先立ち、F 所有の甲土地に設定されていた抵当権が実行され、その担保不動産競売手続において、E 銀行は、本件貸金債権に対する弁済として、令和 8 年 6 月 1 日、甲土地の売却代金から 1000 万円の配当を受けた。その後に行われる A 社の破産手続の最後配当において所要の手続をとった E 銀行への配当について、配当額の計算の基礎となる破産債権の額はいくらか。その理由とともに、説明しなさい。ただし、本件貸金債権の利息及び損害金は考慮しないものとする。

論文式試験問題集 [租 税 法]

【租 税 法】

株式会社X（以下「X社」という。）は、毎年10月1日から翌年9月30日までの期間を事業年度とする内国法人である。X社の取締役は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの事業年度（以下「令和5年9月期」といい、他の事業年度も同様に表記する。）から令和7年9月期までを通じて、代表取締役社長A、取締役B及び社外取締役Cの3名であった。X社は同族会社に該当せず、A、B及びCは、いずれもX社の株式を保有していない。

令和5年11月26日、X社の令和5年9月期の定時株主総会が開催され、X社の取締役（同日をその職務執行開始日とする。）に対して支給する役員給与の年間総額を5500万円の範囲内と定め、具体的な支給額はX社の取締役会に一任することが決議（以下「本件総会決議」という。）された。本件総会決議を受け、同日に開催されたX社の取締役会において、以下のとおり役員給与を支給することが決議された。

- ① 毎月末に、Aに対して180万円、Bに対して140万円を、それぞれ支給する。
- ② 3月末日及び9月末日に、Cに対して各100万円を支給する。
- ③ 12月10日及び6月10日に、Aに対して各500万円、Bに対して各200万円の冬季賞与及び夏季賞与を、それぞれ支給する。

なお、以上の役員給与に係る各金額は、いずれも従前どおりであった。

その後、X社は、A及びBに対して、毎月末に上記①のとおり役員給与を支給するとともに、令和5年12月10日に上記③のとおり冬季賞与を支給し、同月22日、A及びBに対する冬季賞与及び夏季賞与につき、所轄税務署長に対し、法人税法第34条第1項第2号イの届出（以下「本件届出」という。）を行った。他方、X社は、令和6年3月末日及び同年9月末日、Cに対して上記②のとおり役員給与を支給したが、所轄税務署長に同様の届出を行わなかった。

令和6年6月1日に開催されたX社の臨時株主総会において、業績の著しい悪化を理由に、Aに対する夏季賞与を250万円、Bに対する夏季賞与を100万円にそれぞれ減額することが決議（以下「本件減額決議」という。）された。X社は、同月10日、本件減額決議に従い、A及びBに対して夏季賞与を支給したが、所轄税務署長に本件届出の内容を変更する旨の届出（以下「本件変更届出」という。）を行ったのは、経理担当者の多忙により、同年7月20日になった。X社は、令和6年9月期の所得の金額の計算上、実際に支給した役員給与の額を損金に算入した上で、法人税の確定申告を法定の期限内に行った。

Aは、十分な資力を有しながらも、本件減額決議に対する不満が動機となり、令和7年7月、A及び経理担当職員が管理している金庫から、150万円の現金を横領した。同年9月、この横領事実が発覚し、X社は、被害金額をAから回収しようと真摯に試みたが、Aと連絡がとりづらく、同年12月末日までには全く回収することができなかった。X社は、令和7年9月期の所得の金額の計算上、150万円を損失の額として損金に算入し、法人税の確定申告を法定の期限内に行った。なお、Aは、令和7年分の所得税の確定申告において、横領した150万円をAの所得の金額の計算に含めていない。

以上の事案について、以下の設問に答えなさい。解答に当たっては、理由を付し、根拠条文がある場合はそれを明記しなさい。ただし、租税特別措置法の適用は考慮しないものとし、事案中

の年月日にかかわらず、令和8年1月1日現在において施行されている法令に基づいて解答しなさい。

〔設問〕

- 1 X社の役員給与に関し、以下の各問いに答えなさい。なお、X社に生じた業績の著しい悪化は、法人税法施行令第69条第5項第2号の業績悪化改定事由に該当するものとする。
 - (1) X社が、令和5年中に行った本件届出と、令和6年中に行った本件変更届出は、それぞれ法定の期限内に行われたものといえるか。それぞれ期限となる日を具体的に示して述べなさい。なお、曜日及び祝日は考慮しないものとする。
 - (2) X社は、令和6年9月期中にA及びBに対して支給した役員給与の額を、令和6年9月期の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができるか。法人税法第34条第1項第2号の趣旨を説明しつつ論じなさい。
 - (3) X社は、令和6年9月期中にCに対して支給した役員給与の額を、令和6年9月期の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができるか。
- 2 Aがした横領に関し、以下の各問いに答えなさい。なお、X社の株主総会決議に基づく役員給与との関係を考慮する必要はなく、また、税額の具体的な計算は要しない。
 - (1) 所轄税務署長が、法人税に関し、X社に対して行う可能性のある処分の名称を挙げた上で、その処分を行うべきか否かについて、その処分を行うべきとする立場と行うべきでないとする立場からそれぞれ簡潔に論じなさい。
 - (2) 横領した150万円につき、Aに所得税が課されるか。仮に課されるとすれば、どの種類の所得とされるかについても論じなさい。
 - (3) 所轄税務署長が、所得税及び加算税に関し、X社に対して行う可能性のある処分とその適否について論じなさい。所得税に関しては、納税義務の成立と確定の時期についても言及しなさい。

（参照条文） 法人税法施行令

（定期同額給与の範囲等）

第69条

1～3 （略）

4 法第34条第1項第2号イに規定する届出は、第1号に掲げる日（（中略）。第7項において「届出期限」という。）までに、財務省令で定める事項を記載した書類をもつてしなければならない。

一 株主総会等の決議により法第34条第1項第2号の役員の職務につき同号の定めをした場合における当該決議をした日（同日がその職務の執行の開始の日後である場合にあっては、当該開始の日）から一月を経過する日（同日が当該開始の日の属する会計期間開始の日から四月（括弧内省略）を経過する日（以下この号において「四月经過日等」という。）後である場合には当該四月经過日等とし、新たに設立した内国法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき同条第1項第2号の定めをした場合にはその設

立の日以後二月を経過する日とする。)

二 (略)

5 法第34条第1項第2号に規定する定めに基づいて支給する給与につき既に前項又はこの項の規定による届出(以下この項において「直前届出」という。)をしている内国法人が当該直前届出に係る定めの内容を変更する場合において、その変更が次の各号に掲げる事由に基因するものであるとき(第2号に掲げる事由に基因する変更にあつては、当該定めに基づく給与の支給額を減額し、又は交付する株式(出資を含む。以下この条において同じ。)若しくは新株予約権の数を減少させるものであるときに限る。)は、当該変更後の法第34条第1項第2号イに規定する定めの内容に関する届出は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日(第7項において「変更届出期限」という。)までに、財務省令で定める事項を記載した書類をもつてしなければならない。

一 (略)

二 業績悪化改定事由 当該業績悪化改定事由によりその定めの内容の変更に関する株主総会等の決議をした日から一月を経過する日(当該変更前の当該直前届出に係る定めに基づく給与の支給の日(当該決議をした日後最初に到来するものに限る。))が当該一月を経過する日前にある場合には、当該支給の日の前日)

6 (略)

7 税務署長は、届出期限又は変更届出期限までに法第34条第1項第2号イの届出がなかつた場合においても、その届出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出期限又は変更届出期限までにその届出があつたものとして同項の規定を適用することができる。

8～21 (略)

論文式試験問題集 [経 済 法]

【経 済 法】

以下の【設例】を読み、【設問】に答えよ。

【設例】

天然資源 X（以下「X」という。）から精製される原材料 Y（以下「Y」という。）を我が国において製造しているのは A 社と B 社（以下「2 社」という。）だけである。国内における Y の生産量の割合は、A 社が 65 パーセント程度、B 社は 35 パーセント程度であり、Y の輸入は輸送コストが高いためされておらず、今後も輸入は難しいと考えられている。Y の元となる X は、2 社がそれぞれ保有する土地から取得されているところ、当該土地から取得できる X の潜在的な量はかなり多いが、生産設備の容量に制約があるため、2 社の Y の生産能力には一定の限界がある。もっとも、これまでの 2 社の Y の生産実績からすると 2 社の生産設備には供給余力がある。なお、2 社の保有する土地以外で同等に大規模かつ効率的に X を取得できる場所は国内では発見されていない。また、2 社は、Y の生産に関する技術の向上のために技術者間の交流を重ねてきた。

Y は製品甲（以下「甲」という。）と製品乙（以下「乙」という。）の主要な原材料となるものであり、それらの生産に不可欠なものである。Y の用途は、現在のところ、甲と乙の原材料として利用すること以外には考えられていない。甲と乙は、その用途を全く異にしており、その需要者も大きく異なっている。甲と乙は、いずれの需要者にとっても、それに代替できる製品は乏しい。また、甲の価格水準は乙の価格水準よりもかなり高い。甲と乙は、共に一定の輸入はあるものの、輸送コストや品質の違いのため、その量は限定されており、今後も増加する見込みは乏しい。

A 社は専ら甲を生産し、B 社は専ら乙を生産している。2 社はいずれも他社に Y を供給していない。なお、甲の生産設備と乙の生産設備は全く異なっている。また、甲の生産の方が、乙の生産に比較して高額の設備投資と高度な技術が必要である。

甲は、近時、新たな用途が開拓されたなどの事情があるため、需要が着実に増加しており、価格も上昇傾向にある。そのため、国内で甲の生産を開始することを検討する企業が複数現れ、B 社に対して Y の供給に関する打診があった。このことを察知した A 社は、B 社に対して次のような申入れをした。

「A 社と B 社は、我が国において Y を安定的に生産する責任を果たしてきました。今後も Y の生産を安定させるには、それぞれが従来生産してきた甲と乙の生産及び供給体制も安定させる必要があると考えられます。そこで、次の(1)及び(2)の内容の取決めを行うことが有益だと考えており、御提案させていただきます。

(1) A 社は、乙を生産する B 社以外の事業者には Y を供給しないものとする。

(2) B 社は、甲を生産する A 社以外の事業者には Y を供給しないものとする。」

乙は需要が安定しており、現時点で新たに生産することを検討している事業者は存在しない。B 社は、この申入れについて次のように考えた。

「自社の乙市場確保という観点からは、現時点でこの取決めをする必要性は乏しい。しかし、この取決めは長期的には B 社の乙市場での地位を安定させることに資する。また、A 社からの申入

れを受け入れることで、Yの生産に関して A 社と相互に交流してきた関係をより強固なものにできる。それらを勘案すると、B社の将来の事業の安定にとって申入れを受け入れることが有益である。」

以上の考えから、B社はA社の申入れを受け入れ、2社は前記(1)及び(2)と同内容の取決めを内容とする協定を締結した。その後、甲の生産を検討している他社から、B社に対して、Yを購入したいと申入れがあったが、B社はそれを拒否した。

〔設問〕

2社の行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上、どのように評価されるか。

論文式試験問題集 [知的財産法]

【知的財産法】

著名な小説家であるAは、病気で長期入院中、闘病の記録として、日々去来する思いを録音していた。やがて録音が相応の分量になったことから、Aは、看病していた婚約者Bに、録音を闘病記として一まとまりの文章にするよう依頼した。Bは、録音を文字に起こすだけでは趣旨が不明瞭になると考え、A特有の表現を残しつつも、全編にわたりBなりに工夫を凝らして表現を改め、文章（以下「文章①」という。）を完成させた。

Aは、入院中に受けた雑誌のインタビューで、文章①が完成したこと、文章①をそのまま公表することは考えていないが、退院後にこれを小説に書き直して発表する構想を持っていることを発言していた。ところが、Aは、容態が急変して死亡した。Aの権利は、Aの両親であるCらが相続した。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

【設問 1】

Bは、文章①に高い文学的価値があると感じており、その完成に寄与した自負もあったことから、Cらに対し、文章①をAの遺作としてBのブログに掲載することを相談した。Cらは、Aの入院中のインタビューでの発言から、Aは文章①をそのまま公表することは認めていなかったとして反対した。しかし、BはCらの反対を受け入れることができず、Cらに対し、Aの一周忌に文章①をBのブログに掲載すると通告した。

Cらは、Bに対し、著作権に基づき、どのような請求をすることが考えられるか。また、これに対するBの反論としてどのような主張が考えられるか。それらの妥当性についても論じなさい。

【設問 2】

Cらは、文章①を小説として発表するというAの遺志を実現させたいと考え、文章①の完成にBの関与があったことを隠したまま、Aが生前懇意にしていた出版社であるD社の担当編集者に文章①を持ち込み、相談した。担当編集者は、著名な文筆家でありAの親友でもあったEであればAの遺志を実現可能かもしれないと考え、Eに打診した。Eは、入院中のAから文章①をエッセイ風の小説にするという構想を明かされていたことから、文章①の表現を残しつつ補訂を行い、小説形式の文章（以下「文章②」という。）を完成させた。D社は、Cら及びEとの間で、文章②をEの補訂によるAの遺作として出版する旨の契約を締結し、Aの七回忌に合わせて文章②を出版した。

文章②の出版について一切聞かされていなかったBは、これを知り驚き、文章①の完成に寄与した自分がないがしろにされたことに強い憤りを感じた。

Bは、D社に対し、著作権に基づき、どのような請求をすることが考えられるか。また、これに対するD社の反論としてどのような主張が考えられるか。それらの妥当性についても論じなさい。

論文式試験問題集 [労 働 法]

【労働法】

次の事例を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

【事例】

- 1 Y社は、P県内で一般貨物自動車運送事業、荷役作業請負等を行う運送会社である。Y社に所属する運転手70名のうち30名については、Y社と雇用契約ではなく業務委託契約を締結していた。Y社は、業務委託契約を締結している運転手（以下「業務委託運転手」という。）に対しては、売上から管理費、無線使用料、車両償却費、任意保険料、事務手数料、燃料代、車検費用等を控除した金額を報酬として支払っていた。業務委託運転手は、雇用保険及び社会保険には加入しておらず、また、報酬から所得税の源泉徴収はされず、Y社から指定された会計事務所に依頼して確定申告をしていた。他方で、雇用契約を締結している運転手（以下「雇用契約運転手」という。）については、給与は基本給と歩合給で構成されており、雇用保険及び社会保険に加入していた。このように二つの契約形態が併存するのは、かつてY社には雇用契約運転手しかいなかったところ、10年前にY社が別会社から事業譲渡を受けて事業を拡大した際に、当該別会社の契約形態の一部を導入したからであった。もっとも、業務委託運転手の方が雇用契約運転手より手取り額が高くなるため、事業拡大後に入社した運転手は、自身の希望で業務委託運転手を選択する者が多かった。

Y社の運転手は、業務日にY社の車庫からY社所有のトラックに乗り、Y社の従業員である配車担当者の指示に従い、指定された集荷場所に行き、そこから指定された配送場所まで指定された荷物を運搬していた。業務日や休日は、業務委託運転手及び雇用契約運転手のいずれも同じ条件であり、Y社が決定するシフトによって決められていた。Y社がシフトを決めるに当たって、業務委託運転手及び雇用契約運転手は、いずれも休日の希望を出すことはできるものの、希望が必ず通るというわけではなかった。また、業務委託運転手が、シフトにより指定された日の業務を拒否することは想定されていなかった。

- 2 令和7年9月1日、Y社は、業務委託運転手に対し、Y社の売上の約4割を占める発注元S社からの受注条件が厳しくなったことを理由として、令和8年4月以降、報酬計算の際に売上から控除する管理費を2割引き上げること（以下「本件条件変更」という。）を通知し、令和7年11月末までに本件条件変更についての同意書（以下「同意書」という。）を提出するよう求めた。

業務委託運転手であるA1及びA2は、近年の燃料費の高騰による手取り額減少に加え、本件条件変更が実施されると、手取り額が雇用契約運転手とほぼ同じ額になってしまうことを不満に思い、社外の個人加盟のX合同労働組合に相談に行き、同組合に加入してX合同労働組合Y支部（以下「X組合」という。）を結成した。

令和7年9月18日、X組合は、Y社B社長を名宛人として、X組合の結成を通告するとともに、本件条件変更を見直すことを求めて団体交渉を申し入れた。Y社は、同月25日、A1及びA2は労働者ではなく個人事業主であって、X組合は労働組合法（以下「労組法」という。）上の労働組合ではないとして、X組合の団体交渉の申入れを拒否した。

3 ところで、Y社が受注している運送業務は、P県内での運送を行う短距離運送業務が3割、近隣県まで運送を行う中距離運送業務が7割程度であった。Y社は、これまでは雇用契約運転手及び業務委託運転手の別なく、どの運転手にも短距離運送業務と中距離運送業務をおおむね3：7の割合になるように割り振っていた。

X組合は、令和7年10月及び同年11月に計3回、Y社の始業前の時間帯に、Y社の車庫入口付近の敷地外で、業務委託運転手に同意書を提出しないよう呼び掛ける文書を配布した。その結果、同年11月末になっても同意書を提出しない者がA1及びA2以外に6名いた。そこで、これらの者に対し、上司の運輸部長Cが同意書の提出を促したところ、そのうち数名は「X組合が交渉中と聞いているので、その結果を待ちたい。」と述べた。

令和7年12月以降、A1及びA2は、短距離運送業務と中距離運送業務を5：5の割合で割り振られるようになり、短距離運送業務を担当する日が他の運転手と比較して月3日ないし4日ほど多くなった（以下「本件配分変更」という。）。短距離運送業務の方が中距離運送業務より受注単価が低く、業務委託運転手の報酬のベースとなる売上が少なくなるため、本件配分変更によりA1及びA2の報酬は、約10%の減額となった。そこで、A1及びA2が配車担当者に本件配分変更の理由を問い合わせたところ、同配車担当者は、「理由は分からないが、B社長の指示だ。」と答えた。

X組合は、令和8年2月6日、本件条件変更の見直しと併せ、本件配分変更はA1及びA2の組合加入を理由とした不利益な取扱いに当たるとして、その是正を協議事項に加え、団体交渉を再度申し入れたが、Y社は前回と同様の理由によりこれを拒否した。

4 Y社は、同意書を提出していない業務委託運転手に再三にわたり同意書の提出を促したが、令和8年2月に入っても、同意書を提出していない者がA1及びA2以外に3名いた。このままでは同年4月からの本件条件変更開始に支障が出ると考えたY社は、X組合に対し、同年2月16日、「団体交渉ではなく、『意見交換会』であれば応じる。」と通告した。X組合も同年4月までに協議をしたいと考えていたことからやむなくこれに応じることとし、同年2月20日、X組合とY社の間で「意見交換会」が行われた。

5 「意見交換会」のY社側の出席者は、Cと総務部長Dであった。Dは冒頭で、「この会はY社の方針を説明して理解してもらう場であって、X組合の意見はB社長に伝えるが、最終的にはB社長の判断にまかせてもらう。」と述べた。そして、Dは、本件条件変更に関し、資料を示してS社からの受注条件の変更によりY社の利益が大幅に下がる見通しであることを説明し、本件条件変更があっても雇用契約運転手と同等の収入が確保されるなどと述べて、X組合に本件条件変更への理解を求めた。また、本件配分変更について、Cは、令和7年12月以降、Y社が受注する短距離運送業務が増えたこと、A1及びA2は業務委託運転手の中では比較的高齢であることから、負担の少ない短距離運送業務を増やしたのであり、組合加入を理由とするものではないと説明した。しかし、X組合側が、A1及びA2よりも高齢の業務委託運転手がいるのではないかと追及したところ、Cは、しどろもどろになり、「B社長が判断したことだから詳細は分からない。」などと述べ、説明が二転三転した。

X組合は、再度、本件条件変更及び本件配分変更の撤回やB社長の出席を求めて団体交渉の開催を要求したところ、Dは、「意見交換会は要望があれば継続するが、本件条件変更や本件

配分変更はY社としての決定事項で、それを説明するだけなので、B社長が出席する必要はない。」などと発言した。その後も令和8年3月5日及び同月25日の2回にわたり「意見交換会」が開催されたが、Y社側の出席者及び回答内容は同様であった。

同年4月1日以降、Y社は、同意書を提出していない業務委託運転手も含めた業務委託運転手全員に対し、本件条件変更に基づく報酬を支払うようになった。

- 6 X組合は、令和8年5月10日、①Y社の一連の対応が労組法第7条第2号の団体交渉拒否に当たると主張し、また、②本件配分変更が労組法第7条第1号の不利益な取扱いに当たると主張して、労働委員会に不当労働行為の救済申立てを行った。

〔設問〕

- 1 労働委員会において、Y社は、A1及びA2が労組法上の労働者ではないと主張したが、この主張は認められるか。検討すべき法律上の論点を挙げながら、あなたの考えを述べなさい。
- 2 Y社は、仮に、設問1に関しY社の言い分が認められず、X組合が労組法第5条第1項の要件を満たすとされた場合であっても、「意見交換会」により実質的に団体交渉を行ったと主張した。この主張を踏まえて、X組合の①の主張は認められるか。検討すべき法律上の論点を挙げながら、あなたの考えを述べなさい。
- 3 X組合が労組法第5条第1項の要件を満たすとされた場合、②の主張は認められるか。検討すべき法律上の論点を挙げながら、あなたの考えを述べなさい。

論文式試験問題集 [環 境 法]

【環 境 法】

次の文章を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

A 社は、同社が所有する 2800 m²の土地（以下「本件土地」という。）及び同土地上に所有する地上 3 階地下 1 階建ての建物（以下「本件建物」という。）で、1960 年代からクリーニング事業を行っており、本件建物内の水質汚濁防止法上の特定施設において、水質汚濁防止法上の有害物質であり、かつ、土壤汚染対策法上の特定有害物質でもあるテトラクロロエチレンを使用していた。しかし、A 社は、この度、クリーニング事業を終了し、当該特定施設の使用を廃止した上で、物流施設用地として使用する目的で本件土地の購入を希望している B 社に、本件土地及び本件建物を売却することを検討している。

【設問】

- 1 A 社は、本件建物におけるクリーニング事業を終了させるに当たり、水質汚濁防止法及び土壤汚染対策法上いかなる対応を採ることが義務付けられているか説明しなさい。
- 2 A 社が前記 1 の対応を採った結果、本件土地にはテトラクロロエチレンが土壤汚染対策法上の汚染状態に関する基準（以下、単に「基準」という。）を超えて存在することが判明し、知事 C から要措置区域に指定されたとする。
 - (1) 要措置区域とは何かを、形質変更時要届出区域と対比して、説明しなさい。
 - (2) 本件土地が要措置区域に指定されたことに伴い、A 社は、土壤汚染対策法上いかなる対応を採る義務を負うことになるか説明しなさい。なお、要措置区域からの土壤の搬出に係る規制には触れなくてよい。
- 3 前記 2 とは異なり、A 社が前記 1 の対応を採った結果、本件土地には基準を超える土壤汚染が判明しなかったとする。具体的には、A 社から委託を受けた調査会社が、本件土地について、土壤汚染対策法で義務付けられたところに従い、地歴調査（土壤サンプル調査以前の調査であり、土壤汚染対策法施行規則第 3 条第 1 項の「有効な情報」を把握するための調査である。以下同じ。）を行い、汚染のおそれの有無や程度に応じて区画分けを行って、汚染のおそれのある区画について、土壤汚染対策法所定の位置と深さで土壤サンプルを採取し、サンプル土壤を分析した結果、どのサンプルからも基準を超える土壤汚染は判明しなかった。そのため、本件土地は、要措置区域にも形質変更時要届出区域にも指定されず、A 社は、B 社に対し、本件建物の解体撤去費用相当額だけ減価して、本件土地及び本件建物を現状のままで売却した。

ところが、B 社が本件建物を解体撤去する過程で、本件土地の地中深くに、真っ黒く、臭いのする土壤があることが分かった。そこで、B 社が改めて調査をすると、前記地歴調査で汚染のおそれがないとされたためにサンプル調査が行われなかった土地の部分（以下「本件汚染部分」という。）から、基準を超えるテトラクロロエチレンが見つかった。以上を前提に以下の小問(1)から(3)までに答えなさい。

- (1) B 社は、A 社に対し、契約不適合責任として、いかなる請求をすることが考えられるか説

明しなさい。

- (2) B社は、A社に対して本件汚染部分の土壌を除去するよう求めたが、A社がこの要求に応じないため、自ら同土壌の掘削除去工事を行った上で本件土地に物流施設を建設した。そして、B社は、A社に対し、同掘削除去工事に要した費用について損害賠償を請求した。

これに対し、A社は、どのような反論をすることが考えられるか、想定されるB社の再反論を踏まえつつ論じなさい。

- (3) 本件土地及び本件建物に係る売買契約には、土壌汚染について契約不適合責任の免責特約が存在していたとする。前記A社から委託を受けた調査会社による一連の調査で土壌汚染が判明しなかったのは、A社の調査会社に対する過去のテトラクロロエチレンの使用履歴に係る情報提供が不十分であり、本件汚染部分が、汚染のおそれがある区画に区分けされなかったために、同部分のサンプル調査が行われなかったことが原因であった。この場合、前記3(1)の請求が認められるか論じなさい。

論文式試験問題集〔国際関係法（公法系）〕

〔国際関係法（公法系）〕

以下のA国ないしG国は、いずれも条約法に関するウィーン条約及び海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）の当事国である。

A国は、従来は、自国の海岸の低潮線をもって領海の幅を測定するための基線とした上で、基線から3海里までを領海としていたが、国連海洋法条約を批准する際に、領海の幅を基線から12海里に変更した。それから10年後に、A国は国内法を改正し、領海の幅を測定するための基線を引くに当たって、直線基線の方法を用いるとともに、「A国の直線基線の陸地側の水域において、外国船舶は、A国の許可がなければ通航することができない。」と規定した。従来、多くのB国の船舶が、A国が新たに引くこととした直線基線の陸地側の水域を通航してきたことから、B国の外務大臣は声明を出し、「国連海洋法条約上、A国が直線基線を引くことは認められるとしても、A国の許可がなければ直線基線の陸地側の水域を通航することができないとすることは、国連海洋法条約に違反する。」と主張した。

C国は、基線から、12海里までを領海、200海里までを排他的経済水域としている。C国を旗国とする船舶Pが、C国からD国に向かって航行していたところ、E国に拠点を置き、構成員の全員がE国国民である犯罪集団Zが使用している船舶Qが、船舶Pに接近してきた。船舶Qは、いずれの国の国籍も有さず、また、いずれの国の国旗も掲げていない。船舶Qに乗っていたZの構成員甲は、C国の基線から90海里の水域aにおいて、船舶Pに乗り移り、自動小銃を発射して船舶Pの船長を殺害するとともに、船舶Pの乗客が所持していた金品を奪い、船舶Qに戻った。この事件が発生した頃、D国の軍艦Rが、水域aの近くを航行していた。

向かい合う海岸を有しているF国とG国は、それぞれ基線から200海里までを自国の排他的経済水域及び大陸棚と主張しているが、両国の基線間の距離は400海里に満たないため、長年にわたり、両国間で排他的経済水域及び大陸棚の境界画定交渉が行われてきた。F国内で交渉会合が開催された際、F国の大統領Xは、F国を訪問していたG国の元首である大統領YをF国の軍事警察によって取り囲ませ、「両国の排他的経済水域及び大陸棚の境界線として、F国が主張する境界線を受け入れることに合意するβ条約にこの場で署名しなければあなたの生命はない。」と脅し、Yは、他に選択肢はないと考えてβ条約に署名した。β条約には、「この条約は、両国の大統領の署名により効力を生ずるものとする。」と規定されていた。G国憲法において、条約の締結は大統領の権限とされているが、領土及び海洋の境界画定に関する条約については、「事前に議会の承認を経ることを必要とする。」と規定されている。YがG国に帰国した後でF国がβ条約の締結を発表したところ、G国は、F国に対して、β条約は無効であるとする見解を伝えた。

以上の事実を基に、以下の設問に答えなさい。

〔設問〕

1. B国の外務大臣は、どのようなことを根拠として、「A国の許可がなければ直線基線の陸地側の水域を通航することができないとすることは、国連海洋法条約に違反する。」と主張したと考えられるかについて論じなさい。

2. 国連海洋法条約上、D国が、海賊行為を理由として、水域aにおいて軍艦Rによって船舶Qを拿（だ）捕し、甲を逮捕することができるかどうかについて論じなさい。なお、水域aがC国の排他的経済水域内にあることについては、いずれの国からも異議は出されていない。
3. G国は、国際法上どのような根拠に基づいて、β条約は無効であると主張することが考えられるかについて論じなさい。

論文式試験問題集〔国際関係法（私法系）〕

〔国際関係法（私法系）〕

以下の各設問の解答に当たっては、法の適用に関する通則法（平成 18 年法律第 78 号）を「通則法」と略記して差し支えない。

〔設問 1〕

甲国法人の航空会社である A 社（甲国に主たる営業所を有し、日本に従たる営業所を有する。）は、自社の日本語ウェブサイトにも客室乗務員の募集要項を掲載した。日本に居住する日本人である B は、当該募集要項を見て A 社の求人に応募したところ、A 社に採用されることとなり、A 社の甲国所在の主たる営業所において、A 社との間で労働契約（以下「本件労働契約」という。）を締結した。本件労働契約の契約書では、契約の準拠法は日本法とされ、B の雇用期間は 3 年間で、1 回に限り 2 年間の更新が可能であるが、通算 5 年間を超えないものとされていた。B は、本件労働契約に基づき、A 社が運航する日本の空港を常に発着空港とする日本と甲国間の国際線の客室乗務員として勤務を開始した。なお、B についての人事管理の中核的な業務は、A 社の日本の営業所が行っていた。

本件労働契約の締結から 3 年が経ち、A 社と B との間で 2 年間の契約更新がされたが、当該契約更新後の 2 年間の期間満了日前に、B は A 社から更なる契約更新を行わない旨の通知を受けた。

なお、甲国法上、有期労働契約の上限は 36 か月とされ、連続した労働期間が合計 36 か月を超える場合には、最後の有期労働契約はその締結日をもって期間の定めのない労働契約とみなすと規定されている。

B は、本件労働契約の準拠法にかかわらず、甲国法の上記規定に基づき、A 社との間での労働契約は期間の定めのない労働契約とみなされると主張して、A 社を被告として、B が期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることの確認及び前記契約更新後の 2 年間の期間満了後の賃金の支払を求め、日本の裁判所に訴えを提起した。

A 社は、本件労働契約の最密接関係地は日本であるとして、甲国法の適用を認めるべきではないと主張している。これに対して、B は、本件労働契約の最密接関係地は甲国であるとして、労働者たる B が適用を主張すれば、甲国法の強行規定である上記規定の適用は認められると主張している。両者の主張の理由付けをそれぞれ示し、いずれの主張を認めるべきか結論を述べなさい。

〔設問 2〕

A 社は、日本法人の航空会社である C 社（日本に主たる営業所を有し、甲国には営業所を有しない。）との間で、A 社が 10 年間使用した中古の航空機 2 機を、日本円で 20 億円相当の価格で売却する売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。本件売買契約の契約書においては、航空機 2 機の引渡地はいずれも甲国、売買代金の支払は甲国通貨建てで、A 社が甲国に開設した銀行口座への振込みによるものとされ、契約の準拠法は日本法とされていた。

A 社は、C 社に当該航空機 2 機を引き渡したが、C 社が売買代金を支払わないため、C 社に

対して当該代金の支払を求める訴えを甲国の裁判所に提起した。甲国の裁判所は、C社に対し、A社への当該代金の支払を命じる判決（以下「本件判決」という。）をし、本件判決は確定した。なお、C社は、甲国では事業活動を一切行っていないものの、甲国所在の銀行口座に日本円で1万円相当の預金を有している。

A社は、C社を被告として、本件判決に基づく執行判決を求める訴えを日本の裁判所に提起した。C社が甲国における上記訴えに応訴していなかった場合に、本件判決が日本で効力を有するために必要な甲国の裁判所の国際裁判管轄権を基礎付ける事由は存在するか否かについて論じなさい。

なお、甲国法には本問に関する範囲で、以下の規定があるものとする。

【甲国法】

甲国内に住所（法人にあっては、主たる営業所）を有しない者に対する財産権上の請求に関する訴えについては、その者の財産又は請求の対象物が甲国内に所在するときは、甲国の裁判所が国際裁判管轄権を有する。

〔設問3〕

A社は自社で使用していた航空機を解体して出た部品を販売しているが、A社が使用していた機内カート（以下「本件カート」という。）をD（甲国に居住する甲国人）に売却し、甲国法に基づき、Dが所有権を取得した。

A社は、甲国所在の自社の倉庫でDのために本件カートを保管していたところ、A社のシステムのエラーによりDに売却したことが記録されていなかったため、E（日本に居住する日本人）にも本件カートを売却することとしてしまい、Eとの間で日本法を準拠法とする売買契約を締結した。Eは、A社が甲国所在の自社の倉庫でDのために本件カートを保管していたことを知らず、知ることもできなかった。Eは、当該契約に基づき、売買代金を支払うとともに、甲国から日本のEの住所に送付された本件カートを受領した。

Eが本件カートを受領してから半年後、Dは、本件カートの真の所有者はDであると主張し、Eを被告として、本件カートの引渡しを求める訴えを日本の裁判所に提起した。Eが本件カートを即時取得したと主張してDの請求を拒むことができるか否かについて論じなさい。

なお、甲国法上、日本民法の定める即時取得に相当する制度はないものとする。